

大口町告示第25号

大口町行政区交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町行政区交付金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町行政区交付金交付要綱（平成19年大口町告示第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大口町区長設置規則（平成17年大口町規則第4号）第2条に規定する行政区（以下「行政区」という。）」を「大口町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（次条において「地縁による団体」という。）」に改める。

第2条第2項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「交付金の対象は」を「交付金の対象とする業務は」に、「別表第1」を「別表第2」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

交付金の対象とする地縁による団体（以下「行政区」という。）は、別表第1による。

第3条中「区長」を「行政区の代表者（以下「区長」という。）」に改める。

第6条各号中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第7条中「当該各号に」を「次に」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第2条関係）

行政区名	秋田区
	豊田区
	大屋敷区
	外坪区
	河北区
	余野区
	上小口区

	中小口区
	下小口区
	垣田区
	さつきヶ丘区

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。